

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月20日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1～4 略 5 警備警察官派出所				別表（第2条関係） 1～4 略 5 警備警察官派出所			
所属警察署	警備警察官派出所の名称	位置	警備区域	所属警察署	警備警察官派出所の名称	位置	警備区域
広島県 広島南 警察署	元宇品 町臨時 警備警察官派出所	広島市 南区元 宇品町	広島市南区のうち 元宇品町				
広島県 三原警察署	広島空港警備警察官派出所	三原市 本郷町 善入寺	三原市のうち 本郷町（善入寺の一部、上北方の一部）	広島県 三原警察署	広島空港警備警察官派出所	三原市 本郷町 善入寺	三原市のうち 本郷町（善入寺の一部、上北方の一部）
備考 略				備考 略			

附 則

この公安委員会規則は、令和5年3月1日から施行する。